

共通化候補（令和 8 年度選定分（＝第 3 クール分））案 について

2026年 8月 7日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（第15回）

共通化候補（令和 8 年度選定分（＝第 3 クール分））案

- ・ 基本方針に規定する 3 つの「当面の具体的視点」を踏まえ、当面の共通化の検討対象候補を以下のとおりとしてはどうか。
- ・ これらについて検討を進め、共通化候補（令和 8 年度選定分）となった業務システムの所管府省庁は、令和 9 年 2 月末までに、実現可能性調査等を行い、共通化推進方針案を作成し、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に協議をすることを原則としてはどうか。

（※令和 8 年度中にサービスインを求めるものではないため留意が必要）

I. データの可視化・活用による政策実施等の的確化

- ①被災者支援システム＜内閣府＞ 【TYPES】【密接関連】
- ②被災者支援システムに係る相互連携ツール＜内閣府＞ 【府省庁からの提案】
- ③コンビニ交付サービスの証明発行サーバ＜総務省、法務省、デジタル庁＞ 【分権提案(R7)】

II. デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

- ④救急医療情報連携プラットフォーム＜厚生労働省（消防庁）＞ 【TYPES】

III. デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

- ⑤地方版アタックサーフェスマネジメント（A S M）システム＜総務省＞ 【府省庁からの提案】
- ⑥地方公務員給与実態調査システム＜総務省＞ 【分権提案】
- ⑦奨学給付金申請システム＜文部科学省（デジタル庁）＞ 【分権提案(R7)】

参考

- ・ 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月閣議決定）に記載する「共通化の対象候補選定に当たっての当面の具体的視点」に基づく提案募集等を、次のとおり実施した。
 - (1) 自治体からの提案（地方分権改革に関する「提案募集方式」と連携）
 - (2) 各府省庁からの相談（各府省庁 DX 推進連絡会議にて照会）等
- ・ これらにより提案等があった業務・システムに加え、TYPESで取り組まれているものや20業務に密接に関連する業務・システムについて調査を行い、候補を厳選してはどうか。

【共通化の対象候補選定に当たっての当面の具体的視点】

- ・ 効果が高く、ニーズが高い取組対象の候補を絞り込むためには、上記の観点を前提に、当面の具体的視点として、次の 3 つの視点から検討を行うこととする。なお、検討に当たって、地方分権改革に関する提案募集方式とも必要に応じて連携し、地方公共団体からの提案のうちこれらの視点に合致する提案についても参考とする。
 - i) 新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの
 - ii) 制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム
 - iii) データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

（抜粋）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針 2（3）①

※ i) ～ iii) の具体的視点は、地方 3 団体から発案のあったもの

- ・ 令和8年度の共通化候補の選定にあたっては、地方分権改革推進本部決定に基づき内閣府が実施する地方分権改革に関する「提案募集方式」と連携し、自治体から提案を募集

【提案募集期間】

令和8年2月2日（月）～4月21日（火）

【提案募集に係る事前相談】

- ・ 事前相談期間：令和8年2月2日（月）～3月27日（金）
- ・ 提案の提出に先立ち、地方公共団体から内閣府地方分権改革推進室経由で事前相談を受付
- ・ 共通化候補に関する提案はデジタル行財政改革会議事務局が随時連携して対応

【提案状況】

- ・ 提案件数：25件

※ 重点募集テーマ「②デジタル化（3）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの」として提案があったもの

- ・ 提案団体：129団体
（内訳）

都道府県：27団体
政令指定都市：20団体
中核市：20団体
市（政令指定都市・中核市除く。）：45団体
町村：13団体
全国的連合組織等：4団体

※ 追加共同提案団体も含めた提案団体数

【対応】

- ・ 「当面の具体的視点」に合致する提案は、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における共通化候補（令和8年度選定分（＝第3クール分））の検討の参考とする。

※ 共通化候補になるかどうかにかかわらず、内閣府地方分権改革推進室は、提案に対する各制度所管省庁の回答、当該回答に対する提案団体からの見解の提出等を重ねて実施。年末までに、有識者会議での議論を経て、提案に関する対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。

地方自治体からの提案に対する対応方針（案）

分類		分権提案	対応方針
A. 共通システムが存在するもの	A-1. 共通システムの改善（機能改修、対象拡大、運用見直し等）を求められているもの	・【No. 1】住民基本台帳人口移動報告作成事務の効率化 <35> ・【No. 2】マイナンバーカード更新の完全オンライン化 <39>（※） ・【No. 3】公共職業訓練に係る雇用保険関係手続等のオンライン化 <73> ・【No. 4】飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条が定める製造業者届等に係る都道府県経由事務の廃止等 <103> ・【No. 5】ベース・レジストリと森林クラウドシステムとの連携の実現 <131> ・【No. 6】法律および通知等に係るAIデータベースの構築 <189> ・【No. 7】マイナンバーカード等への氏名の振り仮名追加に伴う統合端末システムの改修 <247> ・【No. 8】各府省庁が発出する自治体向けガイドライン等に係る一元的な検索ポータルを整備 <366> ・【No. 9】子ども・子育て支援交付金の申請事務の簡素化・効率化 <383>	分権提案の手続きに沿って対応を進めていく
	A-2. 標準化対象事務に関するもの ※対象事務の拡大に関する要望も含む	・【No.10】図書館システムの共通化 <186> ・【No.11】在留カード等のICチップへの書き込みに係る他システムとの情報連携 <279> ・【No.12】窓口DXaaSと関連システムの連携要件の明確化 <301> ・【No.13】市町村が行う近傍土地価格に係る証明事務の廃止 <374>	
	A-3. 共通化対象に関するもの	・【No.14】地方自治体に対する各種調査のオンラインシステム化 <34>のうち「地方公務員給与実態調査」以外に係る内容 ・【No.15】地方公共団体の勤務条件等に関する都道府県経由調査の見直し <71> ・【No.16】士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築 <165>（※）	
	A-4. 共通システムの改善のためには制度見直し等のクリアすべき課題があるもの	・【No.17】紙の転出証明書によらない転出入手続のデータ連携基盤の構築 <341>	
B. 共通システムが存在しないもの	B-1. 業務運用の改善によって対応可能と考えられるもの	・【No.18】普通交付税算定事務における「基礎数値」の報告に係る運用の見直し <306>（※）	
	B-2. 既に民間サービスが一定程度普及しているもの	・【No.19】共通SaaSによる電話DXの推進 <24> ・【No.20】、【No.21】共通SaaSによる電話業務DXの推進 <37> <156>	
	B-3. 共通化するためには制度見直し等のクリアすべき課題があるもの	・【No.22】住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求、交付、検証、保管をデジタル完結するための法令、要件、ルールの整備及びプラットフォームの構築、提供 <164>（※） ・【No.23】住民票等の公用請求についてオンラインでの請求及び対応を可能とすること <176> ・【No.24】賃貸型応急住宅供与事務に係る被災自治体への支援 <332>	
	B-4. 共通化の効果が見込まれるもの	・【No.14】地方自治体に対する各種調査のオンラインシステム化 <34>のうち「地方公務員給与実態調査」に係る内容	共通化の対象候補とする

（※）分権提案において「対象外、今後検討・調整が必要な事項」と整理され、各府省において1次回答を作成していないもの

（注）【No.25】「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する全国共通の施設台帳システムの構築 <372>」については、令和7年度の薬機法改正に伴う新制度（令和9年度施行予定）に関する内容が含まれ、改正法施行後の運用状況等を踏まえて個別具体的な検討を進めるべきと考えられることから、上記分類表には掲載しておらず、継続検討することとしたい。